

新入生標準服無償化事業の 指定販売店を募集します！



令和8年度市立小中学校へ入学するお子さまを対象に標準服の無償化を実施します。

つきましては、事業に参加していただける指定販売店を募集します。

指定販売店の要件について

- ① 申請者の店舗が香芝市内に所在すること。
- ② 原則として補助対象児童生徒の就学日の前日までに対象物品を納品することができること。
- ③ 代理申請者（指定販売店）としての事務を適切に実施できる者であること。
- ④ 標準服指定用品の販売価格が公正な価格であること。
- ⑤ 標準服指定用品の販売価格について、補助金の交付を契機とした値上げをしていないこと。（仕入価格の高騰等の合理的な理由に基づく場合を除く。）
- ⑥ 香芝市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

01

申請方法

募集要領等を熟読の上、香芝市役所 学校教育課にお問い合わせください。

香芝市学校教育課より、申請書を送付いたします。

※「令和8年度香芝市立小中学校新入生の標準服無償化事業における指定販売店募集要領」をご確認ください。

02

無償化の対象物品について

上衣、シャツまたはブラウス(ポロシャツ)、ズボン(スラックス)またはスカート、通学帽、リボンまたはネクタイ、体操服
※夏服も対象です。なお、体操服のみの購入はできません。

03

指定販売店への登録が済んだ後はどうすればいいのか。

お買い物に来た保護者の方から委任状兼同意書を受け取ってください。

「香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金交付申請等委任状兼同意書」(委任状兼同意書)を保護者から受領後、令和8年3月31日までに交付申請書とともに学校教育課へ提出してください。提出書類審査終了後、請求書を学校教育課へ提出してください。香芝市よりご指定の口座に振り込みます。

※請求金額は、交付申請書提出後、市から発出する決定通知記載の交付決定額と同額を請求書に記載してください。詳しくは下記【事業フロー】参照。

04

購入金額が上限金額を超えた場合、または下回った場合について

上限金額を超えた分は、ご家庭の実費負担となります。

たとえば、対象の品物の購入金額が21,000円の場合、小学1年生の上限金額は20,000円になるので、差額の1,000円はご家庭の実費負担となります。

購入金額が18,000円の場合(20,000円以下)は全額無償になります。保護者からは申請書類のみ回収してください。※おつりはありません。

05

その他

無償化は新入学の児童生徒1人について1店舗、1回限りの買い物に適用
委任状兼同意書は1人につき1枚配布します。買い物1回ごとに委任状兼同意書を回収しますので、新入学児童生徒1人につき1店舗・1回の補助となります。

※委任状兼同意書を交付申請書、領収書等と一緒に提出していただきます。委任状兼同意書と領収書の添付のない申請には補助金を支給できませんので、必ず回収してください。※領収書等とは、対象物品を受領したことを証する領収書、受領書若しくは

引換券の写し又はこれらに類する書類をさします。

◎ 対象学校について 香芝市立小中学校

◎ 補助金の請求について複数回に分けての請求も可能

令和8年3月31日までであれば、複数回に分けての請求も可能です。

たとえば、2月末日までに指定販売店に提出のあった委任状兼同意書とともに交付申請書を提出した後、3月分は3月末までに2回目の提出ができます。

※イメージ

①初回提出（2月末日までの分）

交付申請書（2月末日までに回収した委任状兼同意書の補助対象金額を記入）

委任状兼同意書（2月末日までに回収した全ての委任状兼同意書）

領収書など（対象物品を受領したことを証する領収書、受領書若しくは引換券の写し又はこれらに類する書類）

の3点を学校教育課へ提出 ⇒ 交付決定通知を受領後

請求書（交付決定通知に記載の金額）を提出

⇒学校教育課 が請求書をもとに お支払い

②2回目提出（3月分） ⇒ ①同様

③令和8年4月以降第1学年に転入学または編入学の場合は、各学期末をめぐりに同様の書類を学校教育課に提出（提出期限は令和9年3月31日まで）

補助金の請求の流れは 次頁【事業フロー】を参照してください。

振込時期について、2月請求分は3月に振込、3月請求分は4月に振り込む予定です。

**そのほか、ご相談、ご不明点については
香芝市学校教育課まで お問合せください。**

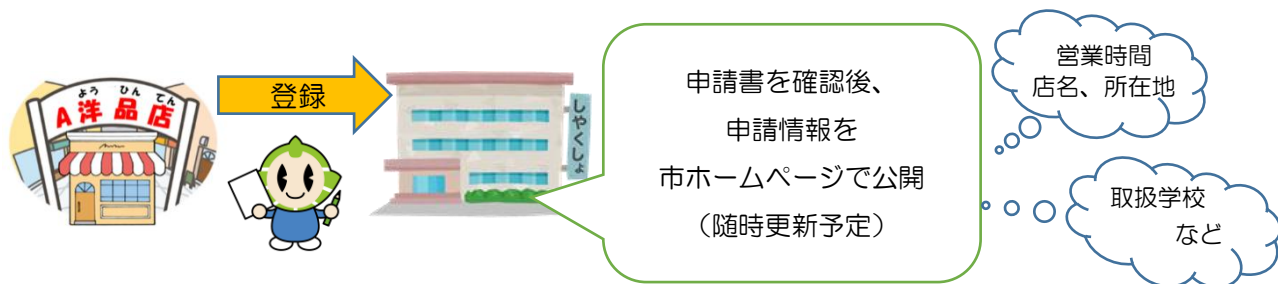


問い合わせ先

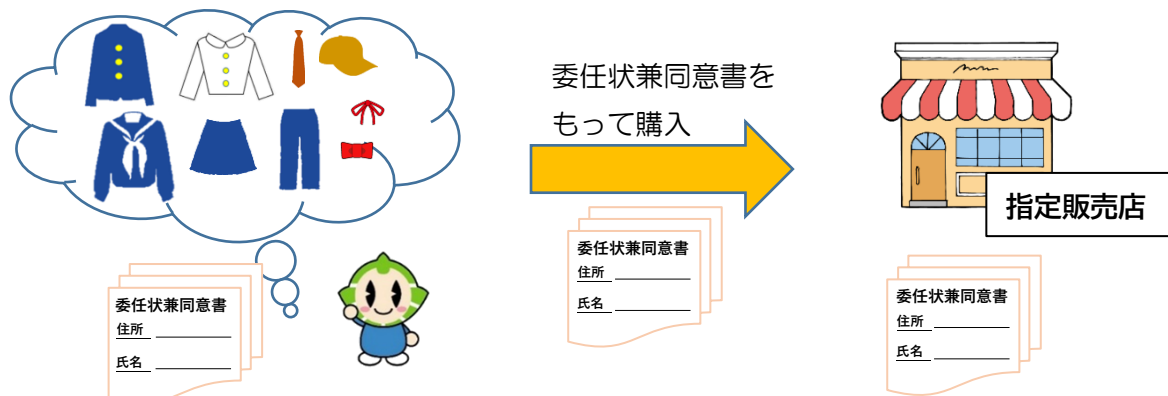
香芝市教育委員会事務局教育部学校教育課 0745-44-3335

【事業フロー】

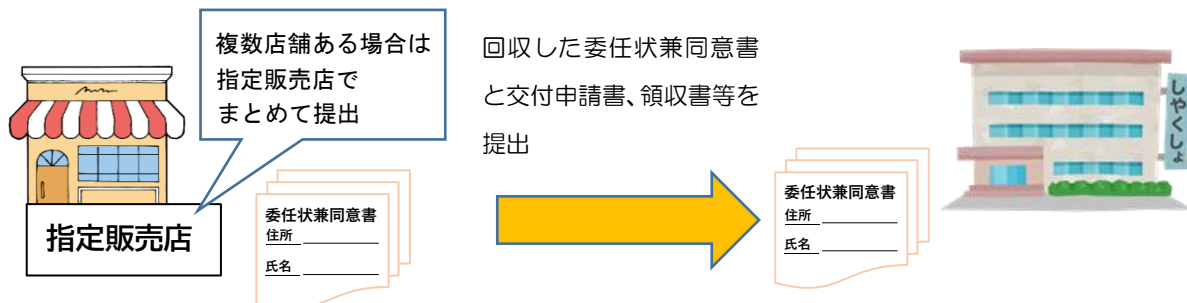
- ① 別添【指定販売店指定申請書（第7号様式）】を 市役所 学校教育課に提出
学校教育課 確認後、指定販売店として市HPにて申請内容を公開



- ② 市HP情報をもとに、新入学児童生徒の保護者が標準服を指定販売店で購入



- ③ 保護者から回収したすべての【委任状兼同意書（第1号様式）】を【交付申請書（第2号様式）】【領収書等】とともに 学校教育課 へ令和8年3月31日までに提出



- ④ 学校教育課から【決定通知】を発送 指定販売店から学校教育課へ【請求書（第4号様式）】を提出



- ⑤ 請求書をもって香芝市から指定販売店にお支払い

